

「栃高P連総合保障制度」について

皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素からPTA活動にご配慮をいただき、ありがとうございます。生徒の安心安全の為、「栃高P連総合保障制度」の加入をお勧めしています。

栃高P連総合保障制度は下記にも対応しております。

- ① **自転車事故の高額な賠償責任**
- ② **GIGAスクールにおける貸与端末の破損**
- ③ **新型コロナウイルス感染症**

① 自転車乗用中の死傷者数：全年代で16歳（高校1・2年生）が最も多いです。

（平成30年「児童・生徒の交通事故」警察庁交通局）



近年、自転車事故の賠償額は高額化しています。

小学5年生の母親に約9,520万円の賠償命令

約9,520万円の賠償請求

神戸地裁 2013年7月4日判決



高額な損害賠償事例



各地域において、自転車事故高額賠償に対する被害者救済の観点から、自転車条例（自転車損害賠償責任保険の加入義務化または努力義務化）が施行され、それに対応するものです。

② GIGAスクール、貸与端末の破損補償について＜個人賠償責任補償（受託品賠償）＞

学校からの貸与端末を使用しているお子さまが偶然な事故で貸与端末を破損させ法律上の損害賠償責任が発生した場合に補償の対象となります。

③ 新型コロナウイルスに感染した場合について＜特定感染症補償＞

後遺障害/入院※/通院が補償されます。

※医療機関・医師の指示に基づき宿泊施設等の臨時施設または自宅で入院と同等の療養をした場合、入院の場合と同様に保険金をお支払いします。

